

北設楽郡公共交通活性化協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、北設楽郡公共交通活性化協議会設置規約第11条の規定に基づき、北設楽郡公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関する事項
- (2) 協議会の資料作成に関する事項
- (3) 協議会の庶務に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、設楽町生活課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、設楽町生活課の職員をもって充てる。

(職員の職務)

第4条 事務局長は、事務局の事務を統括する。

- 2 事務局員は、事務局の事務に従事する。

(専決事項)

第5条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 事務局の運営に関する事項
- (2) 物品の購入その他協議会の運営に必要な契約の締結に関する事項
- (3) 物品及び現金の出納に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関する事

(文書の取扱い)

第6条 事務局における文書の收受、発送、処理、保存及び公開その他文書の取扱いに関し必要な事項は、設楽町文書管理規程(平成17年設楽町訓令第11号)による。

(公印の取扱い)

第7条 協議会の公印の名称、形状、書体、寸法、用途及び個数は、別表のとおりとする。

- 2 協議会の公印の管理は、事務局長が行うこととし、管守及び取扱いについては、設楽町公印規程(平成17年設楽町訓令第15号)の例による。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、設楽町の例による

附 則

この規程は、平成21年3月18日から施行する。

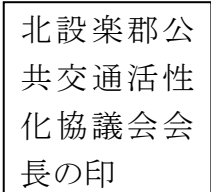
附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

名 称	形 状	書 体	寸 法 (ミリメートル)	用 途	個 数
北設楽郡公共交通活性化協議会会長の印		てん書	18×18	一般文書	1